

新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について

1 実施概要

○パブリックコメント

募集期間	令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）
提出者数	38人
提出件数	65件
提出方法	電子メール8人、はがき27人、持参3人

2 意見及び意見に対する区の考え方

「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項に基づき、氏名及び住所の明示を必須として意見募集を行ったため、匿名での意見については、記載していません。

○ パブリックコメント

① 総論・地域福祉保健の推進計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	<p>町会・自治会は、現状では地域課題を機能は果たせていない。加入者も少なく、とても地域の代表となるような組織になっていない。このため町会・自治会を基盤とする計画は無理がある。町会・自治会のみを支援することはごく一部の人への便益にしかならない。町会・自治会には属さない地域の有志グループのような組織にも開かれた態勢にすべきである。任意の一時的なグループ等も想定した計画にすべきである。</p>	<p>町会・自治会は日頃のコミュニティ活動のほか、地域の清掃等の環境美化活動や夜警等の防犯活動、大震災に備えた防災訓練や大震災の際、区と協力して避難所を運営する等、地域コミュニティの核的な役割を担ってきたと考えております。また、区内には様々な地域活動団体もあり、地域全体で支え・支えられる関係を築くことが求められています。</p> <p>このため、本区では、高齢者、障害者、子育て世代等の地域での交流の場である「ふれあいきいきサロン」や、地域の課題解決を図るため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む「サロンぷらす事業」を実施する、地域の任意の自主的な活動に対し、社会福祉協議会を通して、運営に必要な補助を実施しております。</p>
2	<p>地域共生社会の実現に向けた方向性について、現状における各社会保障制度に基づく専門的支援（高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮など）が、令和6年度以降どのような関連性になるのか、図解がないとわかりづらいのではないかでしょうか。</p> <p>また、現状の説明と図の関係も一致しているのか読み解きにくいのはないでしょうか。地域共生社会の表現について、よりわかりやすく図解してほしい。</p>	<p>現在もひきこもりや医療的ケア児支援等の複合的な課題について、分野間で連携し専門的支援を行っているところですが、令和7年度から本格実施する重層的支援体制整備事業を活用することで、各分野で定められた相談支援機関を超えた支援を可能とし、関係機関の連携を強化しつつ、包括的な支援体制整備を進めることで、地域共生社会の実現を図ってまいります。</p> <p>また、現時点の状況について図解を掲載していますが、今後も区民の皆様にとってわかりやすい内容となるように努めてまいります。</p>
3	<p>高齢者・児童ばかりではなく、現役世代も同様に日々大変である。この世代にも手厚い保証をお願いしたい。</p>	<p>現役世代について、ダブルケア、引きこもり、8050問題などの福祉的課題を抱えている方がいることを受け止め、適切な支援を行うとともに、国においても、若者世代、女性、孤独孤立への支援の取組が進められております。</p> <p>今後さらに人口減少・少子高齢化が進展し、社会保障制度の主な支え手となっている現役世代の減少が今後も見込まれる中、区としても、世</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		代や年齢等を超えて支え・支えられる関係性を築き、区民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指してまいります。
4	身寄りがない高齢者が入院する場合、入退院手続き、保証金、保証人、身の回り品など一人で準備することは不可能です。入院してからもケースワーカーから「早く転院先を見つけてください。」と追い出されるように催促されたり、「保証金を納めろ。」「入院手続き書類を提出しろ。」など入院患者一人ではできないことを迫られた経験があります。このようなつらい思いをしないように高齢の単身者をサポートする具体的な仕組みづくりが必要だと思います。	社会福祉協議会において、身寄りのない高齢者を対象とした入院時等の支援、社会参加支援、判断能力低下時の金銭管理等の支援、死後事務など、一体的な支援を死後まで継続的に行う、文京区単身高齢者等終活支援事業（「文京ユアストーリー」）を実施しておりますので、ご活用ください。
5	なるべく日本語にてお願いします。3面の3-2にある福祉教育の推進について、何を意味するのかが不明。辞書を引いただけでは理解出来ない。	「ノーマライゼーション」や「ソーシャルインクルージョン」のようなわかりにくい用語や専門用語については、注釈をつけておりますが、区民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう心掛けてまいります。
6	基本方針に賛同します。だれも取り残されない地域社会はみんなで作っていくもので、与える/与えられるものではなく、また長い時間をかけて達成されるので、このような計画策定により、方向づけることはとても良いことだと思います。P11.の重層的支援体制整備事業について、IV 参加支援事業と V 地域づくり事業は大変重要ですが、とても難しいところなのではないかと思います。これまで地域とのつながりがなかった人（ゼロ）から、何かしらのつながりを持つところ（イチ）へ、ということには、行政が積極的なひと押しをすることが欠かせないのでないでしょうか。	進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例においては、現在、区の補助事業として社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、町会・自治会単位の小地域に入り込み、地域や行政とのつながりに向けた支援を行っております。さらに、令和7年度から重層的支援体制整備事業の実施により、分野横断的に多機関が連携することで、支援を拡充してまいります。
7	「1-1-7 子育て広場事業」について、区内5か所は少ないと思います。私立・民間も巻き込み、すべての保育園幼稚園こども園が入り口となつて、相談や行政民間の支援体制の周知を行ったり、子育てはおたがいさま、という認識を、子育て以外の世代や近隣住民にも知らせていくこと	子育ての相談や支援体制等の子育て支援に関する情報発信は、区内5か所の子育てひろばをはじめ、子育てひろばと同等の機能を有する区内4か所の地域団体による子育て支援拠点等の子育て支援施設において幅広く実施しています。また、施設での案内に限らず、区では、子育てガ

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	ができたらいいと思います。	イドや子育て応援メールマガジン等を通して子育て世帯の方に、区報や区民チャンネルを活用して子育て世帯以外の方にも、広く周知を図っているところです。 引き続き、子育て支援施設との連携を含め、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。
8	「1-2-1 参加支援事業」は、とても大事で難しいです。町会、マンションの管理組合など、きめ細かいニーズや、埋もれている人材の掘り起こしをできるように、知恵を出し合う事業を期待します。	参加支援事業において、行政だけでなく、社会福祉協議会や、NPO、地域の団体・住民等との協働により、地域の社会資源などを活用しながら、本人や世帯の個別ニーズに対応しつつ、地域や社会とつながれるよう支援してまいります。
9	「1-2-5 いきいきサポート事業」は、とてもよい事業だと思います。利用の仕方や登録を簡便にしていくて、利用者を増やす工夫をしていただきたいです。	サポートを受けたい方（利用会員）とサポートをする方（協力会員）との間で混乱が生じないよう、また、サポートが必要な方に十分に行き届くように、引き続き文京区社会福祉協議会が両者を仲立ちしつつ、事業の展開のあり方についても適宜、検討、対応をしてまいります。
10	「1-2-10 主任ケアマネジャーの支援・連携」について、こういった事業があることを初めて知りました。この事業に直接関連しないかもしれません、ケアを受ける側への研修事業も必要だと思いました。いざ介護が必要となったとき、ケアマネジャーに何ができるのか、何を頼めるのか、ということは、急にはわかりません。介護が必要になる前に、何を、誰に、どんな支援を申し出ればいいのか、入り口となるのはどこなのか、などについて、若い世代へも情報提供しておくことが大事です。	例年、区と高齢者あんしん相談センターが協働し、ケアマネジメント支援業務の一環としてケアマネジメント従事者研修を行っており、区内のケアマネジャーの資質向上及びケアマネジメント支援技術向上を図っております。 また、このような取組のほかに、各高齢者あんしん相談センターでは、地域に住む高齢者の生活をサポートするための総合相談・支援窓口の役割を担っております。このようなセンターの役割とともにケアマネジャーが担う役割等についても若い世代を含めて区民に対する周知や情報提供に努めてまいります。 なお、若い世代に対しては、介護の制度やケアマネージャー等の職種の紹介のみならず、キャリアデザインの一助にもなるよう、介護の職場で働く若手職員へのインタビューも併せて掲載した介護の仕事を魅力を

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		伝える冊子を作成し、職場体験前の中学校を中心に、学校やイベントなどで配布しています。
11	「2-1-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」について、とても大切な事業だと思います。希薄になりがちのご近所づきあいの中、潜在的なニーズの掘り起こしや、住民同士の現況把握には、多様な機会をとらえて小さな活動の積み重ねが必要です。たとえば、マンションの掲示板に、「被災時には〇〇委員、〇〇語の通訳、〇〇の発電機を持っている人、〇〇の支援が必要な人がいる、エレベーター使用不可のときに、重いものを持って上がる人員がいる」などといった情報を共有するだけでも、いざというときの安心につながります。お祭りや避難訓練など、住民が集まる機会を積極的に活用していただきたいと思います。行政の後ろ盾があれば、住民が動きやすいと思いますし、初めの一歩を踏み出すには文京区の活動計画というのが大きな助けになります。	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業において、自ら支援機関に相談できない方を発見し、各支援機関につなぎ、継続的な支援を行う必要があるため、行政だけでなく、社会福祉協議会や、NPO、地域の団体・住民等との連携の中から相談や課題を把握し、積極的な支援を実施してまいります。また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図りながら支援を進めてまいります。
12	2-1-12、3-2-1 の医療的ケア児、障がい者を地域でもっと受け入れていけるようにする活動について、賛同しますし、大いに推進していただきたいです。	「医療的ケア児支援体制の構築」及び「障害者差別解消に向けた取組の推進」の計画事業等に基づき、施策を推進してまいります。
13	「3－4 災害時の安全・安心の確保」について、マンションが増加の一途です。避難所での全区民の受け入れは不可能だと思います。集合住宅での避難生活について、町会からの支援物資の配給はあるのか、いざというとき、どうやって住民同士がつながりあって助け合えるのか、マンションの管理組合に任せているだけでは不安です。行政が積極的に災害時の自宅避難に情報発信をして、集合住宅の避難訓練での情報提供や、住民同士の助け合いをスムーズにする仕組みづくりなど、かかわっていただきたいです。実際に、同じマンションでも年齢層が変わってきたり、車いす使用になった世帯を見かけたり、状況は常に変動しているのを実感しています。	在宅避難の推進・啓発のため、区では、マンション等の中高層共同住宅特有の防災対策を盛り込んだパンフレットを作成及び配布とともに、地震体験車、煙体験ハウス等の出張を無料で行う防災教室や防災課職員による防災講話を実施しています。 また、マンション等の中高層建築物における主体的な防災活動を促進するため、防災の専門知識を有する防災アドバイザーを派遣し、防災訓練の企画提案・運営サポートを行うとともに、管理組合等から推薦を受けた中高層共同住宅の所有者・居住者が防災士の資格取得するための経費やマンション管理団体等が実施する防災訓練の実施経費、備蓄品購入経費、エレベーター閉じ込め対策経費の助成しております。

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		さらに、地域における共助の推進のため、マンション等の中高層共同住宅等と同じ地域の町会等の区民防災組織が合同で防災訓練を実施する場合は、単独で実施する場合と比較して、備蓄品購入経費の助成金額の上限が増額となっています。なお、食料や飲料水等の提供は、在宅避難者を含む避難所外避難者が避難所へ提出した避難所受付カードに基づき、各避難所で提供することを想定しております。
14	<p>文京区は治安もよく、育児・教育の水準が高いという評価で、人口流入が進んでいます。一方、古くからお住いの方々と、マンション住民の交流が十分とはいえないません。あかちゃんからお年寄りまで、「だれもが」幸せに暮らせる地域社会を一歩ずつ前進させていくには、民間だけでも行政だけでもできないと思います。両者が協力して、きめ細かく、一人でも多くの区民を主体的な活動に巻き込んでいくことが必要ではないかと思います。莘づる式に、楽しく活動していくことを、各訪問で目指していくことに期待します。</p> <p>マンション単位での活動に、積極的に第3者（区やボランティア団体など）がかかわっていくことができないか、私も一緒に考えていきたいと思いました。</p> <p>とても読み応えのある計画書でした。</p>	<p>お見込みのとおり、本区においての人口は今後約15年増加する見込みである一方、地域コミュニティの希薄化等の共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が顕在化してきております。</p> <p>こうした課題に対応すべく、本計画を推進していく上で、区民間の交流や民間事業者を含めた様々な主体間の連携を図ることを通して、地域の連携と支え合いを強化し、地域福祉保健を推進していくことが肝要であると考えております。そのため、協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、社会福祉協議会との連携による提案公募型協働事業「Bチャレ」を実施し、地域活動団体等との新たな協働を創出することで、地域課題の解決に取り組んでおります。</p>
15	<p>「1-1-8 多機能な居場所活動推進事業」において、どのようなところが「居場所」として、想定しているのか。すでに既存の活動等を再評価し、そのうえで新たに創出するものとして、どのような活動を想定するのか見てこない。</p>	<p>当事業でいう「居場所」は、地域の自主的な助け合い、支え合い活動の中心となり、多世代の人々が自由に交流できる「多機能な居場所」を想定しています。令和元年度から、立上げや運営にかかる費用を、社会福祉協議会を通して各居場所の運営者に補助し、区内で8か所が運営されています。例えば、駒込地域の「こまじいのうち」は、子どもから高齢者まで訪れる地域に根付いた居場所として、視察も多く来ている運営実績のある居場所となっており、その取組を通して、住民に身近な地域において、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にいるニーズを受け止</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		める機能を果たしています。既存の居場所は、その機能を維持・強化できるよう、また、区内4圏域に平均的に設けられるよう、さらに1か所の開設を目指し、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、立上げ・運営に向けた支援を行ってまいります。
16	「1 ともに支え合う地域社会づくり」では、地区や生活圏域別の課題や資源の違いは、まったく想定しないのですか。地域の社会資源などがどのような分布になっているのか。福祉政策課の調査分析があるならばそれを公開して対策を講じるべきではないでしょうか。	地域の社会資源などの分布について、福祉政策課独自の調査分析はありませんが、社会福祉協議会において、住民、活動の担い手、社会資源等、区内4圏域の地域毎の特性の把握に努め、ネットワークを生かした地域づくりに取り組んでいます。なお、その実績については、社会福祉協議会への補助を通して「地域福祉コーディネーター 生活支援コーディネーター報告書」を作成し、公開しております。
17	文京区重層的支援体制整備事業について、I～Vどれも素晴らしい。早急に取り組んでほしい。令和7年度の実施でなく、早めてほしい。要になる機関と職員配置は、区民が今望んでいることと一致します。	重層的支援体制整備事業については、分野横断的に多機関が連携した支援体制を構築する必要があり、現在その体制整備に向けて準備を進めています。本事業は5つの事業（①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業）を内包しており、すべての事業を一体的に実施するためには令和5・6年度の準備期間が必要と考えておりますが、①②③については移行準備事業として一部を先行実施しており、準備が整い次第、事業を拡大してまいります。

② 高齢者・介護保険事業計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	<p>高齢者・介護保険計画において、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組①）重点的取組事項③認知症施策の推進は、認知症基本法における「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」、「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」などの基本施策と一致していない。標記は一致すべきではないか。</p> <p>また、本人の意思を吸い上げる本人会議は、すでに町田市など多くの自治体で取り組みが始まっているが、文京区は行わないのか。</p> <p>さらに、若年性認知症の東京都の相談窓口について記載はあるが、若年性認知症の実態把握は行っているのか。若年性認知症のある人の社会参加のための取り組みの記載がないが、取り組みは始めないのか。</p>	<p>今後、認知症基本法に基づき国が認知症施策推進基本計画を策定し、国と地方公共団体の取組を示すこととなるため、現時点では本区の計画と基本施策の表記は統一させていませんが、区の計画には、同法の趣旨や理念、法に規定される基本施策の考え方を取り入れ、区として具体的に取り組むべき施策の方向性を記載しております。</p> <p>本人会議については、次年度より、高齢者あんしん相談センターと連携し、認知症の本人や家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ Bunkyo」の活動において実施する予定であり、その旨を計画に明記いたしました。（掲載箇所：認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング「認知症本人との交流会」）</p> <p>若年性認知症に係る実態については、国の調査結果等の情報を参照しております。若年性認知症の方の社会参加に係る取組みとしては、社会福祉協議会や高齢者あんしん相談センターと連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）を定期的に実施しており、計画にも記載しております。今後も若年性認知症に係る普及啓発や事業の周知を行うとともに、当事者の方々の状況や意向、ニーズを踏まえた支援を行ってまいります。</p>
2	<p>第8期高齢者計画・介護保険事業計画について、さまざまなデータを連携させて事業の効果を客観的に分析する、アウトカム評価による事業の達成度はどの程度になるか。個々の事業の達成度（アウトプット）を評価するだけでなく、事業によって目指す効果の達成度（アウトカム）についても指標を設定しているのではないか。本来、アウトカムについては計画の最終年度である今年度中に評価・振り返りを行い、第9期計画に反映すべきではないか。</p>	<p>高齢者・介護保険事業計画の評価・振り返りとしては、毎年度実施する実績報告及び「介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート」の結果を、文京区地域福祉推進協議会等や区ホームページにて報告・公表しており、第9期計画の見直しにもつなげております。</p> <p>また、区の介護給付費の見込み、認定者数の増減、健康寿命の延伸等については、高齢者・介護保険事業計画「中間のまとめ」第3章において評価し、計画に反映しております。</p>
3	私は82歳の主婦です。夫は88歳で毎夜紙おむつが必要です。高齢者	本区における「高齢者紙おむつ支給事業」につきましては、区内に住

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	相談窓口などに度々訪れましたが、要介護1という理由で無料の紙おむつは支給されません。経済的にも体力的にも大変困っています。是非無料の紙おむつを至急していただきたくお願いいたします。	所を有し、常時おむつを使用している、要介護3以上で在宅の方又は満65歳以上で入院中の方を対象に現物支給等を行っているところです。 紙おむつについては、予防的な利用をされる方も少なくないことから、本区における制度運用では、紙おむつの常時使用の状況を客観的に判断するため、在宅の場合、要介護区分別の状態像に鑑み、要介護3以上の要件を設定しております。在宅で要介護3未満で常時おむつを必要とする方に対する支給については、公平性や財政負担の観点なども考慮しながら、客観的要件の設定について、今後、考えてまいりたいと存じます。
4	今年、富坂と大塚の家族の集いに参加させていただきました。印象としては、富坂のポプリ作りは、地域包括センターの方々が、事業に対する予算をこなしているだけと感じました。ほとんどの方は、介護者ではなく、ポプリを作りに来ていたと思います。私は介護者として家族の方々と話がしてみたかったです。これから新しい事業が始まるのであれば、包括センターへの負担を増やすことなく、内容のある予算の使い方を望みます。	ご参加いただいた富坂地区の認知症カフェでは、認知症の方を含む地域の居場所として、手先の運動や香りで五感を刺激することによって認知症の予防や進行の抑制につながると考えられることから、ポプリ作りを取り入れて実施しておりました。 認知症カフェの他、介護者向けの知識の習得や介護者同士の交流の場として、「認知症介護者教室・家族交流会」を実施しておりますので、ご参加ください。 この度、いただきましたご意見を踏まえ、地域包括支援センターとも協議しながら、今後の事業内容の充実に努めてまいります。
5	介護保険料をもっとやすくしてほしい。生活困難です。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
6	介護保険料の算定について反対です。64歳→65歳になって、介護保険料が3倍、バカだなーと思う程上がる事に反対します。子どもだけ補助金や免除。65歳以上にも補助金や免除を。若者からも介護保険料を例えば500円以上徴収をお願いします。あまり働けないし、体がついていけないし、いろいろの値上げがあるので、64歳以下の介護保険料か、も	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方に、それぞれの算定方式によって介護保険料をご負担いただいています。 また、40歳未満は制度上介護サービスを利用できないため、保険料を

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	っと値下げをして、年齢で差別しないでください。	徴収しておりません。しかしながら、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において多方面からの検討がなされています。
7	区報特集号の4面の1・2にある在宅医療・介護連携推進事業について、在宅高齢者支援サービスの一覧表みたいのが欲しい。例：定期的な問い合わせ等が掲載されているもの	文京区における高齢者向けの各種サービスに関しては、在宅高齢者向けのものも含め、高齢福祉課「高齢者のための福祉と保健のしおり」を発行しております。このしおりは、高齢福祉課窓口や地域活動センター、高齢者あんしん相談センターで配付しているほか、区ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。 【ホームページURL】 https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/koresha/pamphlet/shiori.html
8	介護保険料を上げないでください。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、次期介護保険料の算定に当たっては介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
9	介護保険料を値上げしないでください。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、次期介護保険料の算定に当たっては介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
10	年金は年々減額されるというのに、介護保険料を始め、公共の料金が上がっていくのは、生活をする上でとても困る事です。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
11	私の母○○は、95歳で5年前に亡くなりました。当初介護施設からは10年はないといわれました。そこで友人の医師が成田に施設を持っていましたので、そこにお世話をになりました。母は当然のことながら区内にいて子どもや孫達とも毎日会いたいと思っていたでしょう。成田では週1回がいいところです。まずは当たり前のことをしっかりやりましょう。	文京区では、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の整備について、人口推計、利用実績、将来の利用予測、区民ニーズなどを踏まえ、3年ごとに定める高齢者・介護保険事業計画において目標を掲げて進めており、令和2年3月に2か所（定員123人分）開設しました。現在、区の計画における特養整備率は、区内で特養を整備できる土地の確保が難しかったため目標に届いていませんが、令和10年度には新規開設を予

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p>定しております。</p> <p>また、区が取り組む健康寿命の延伸、在宅医療と介護の連携、認知症施策により、在宅で過ごせる環境を整えるとともに、地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を進めしており、住み慣れた地域で過ごせるよう多様な選択肢を用意してまいります。</p>
12	<p>後期高齢と名付けられて医療費の支払いが難しくなってきています。収入の年金だけの生活の中で、日常生活が難しくなってきています。食費の値上げ、医療費の値上げ（無料にしてほしい）、住宅等、住みにくい。介護保険料の免除を希望する。</p>	<p>介護保険は社会全体で支え合う制度であり、所得に応じて低所得者に対する配慮が行われているため、原則として介護保険料の免除はありませんが、保険料が第2・3段階の人で、収入の激減により納付が困難と認められる場合に限り、介護保険料の減額が適用される可能性があります。該当する場合は、介護保険課資格保険料係にお問い合わせください。</p>
13	<p>介護事業が人で成り立つのが当たり前で、介護保険が使える対象がどんどん減らされているのは不満です。年金収入から保険料を出すことは、高いと思うけれど、理解はします。</p> <p>ただし、人材確保やケアマネジャーなど、保険料からだけではなく、もっと国・都・区から実質的サポートが出されないと、制度が継続出来ません。ボランティア頼みではなく、専門職の充実を望みます。</p>	<p>区の独自事業として人材を確保するために、介護の魅力を発信し、介護の仕事に対する興味・関心や理解を深めるため、区内介護サービス事業者と協働してイベントの開催、介護啓発番組の作成、福祉のしごと相談・面接会などの事業を実施します。また、将来の介護を担う人材となる若年層向けにパンフレットを作成し、学校等で配布し、介護の仕事について幅広く周知していきます。</p> <p>このほかにも介護人材育成・定着支援として、事業者連絡協議会・部会の運営、介護従事者研修費補助、住宅費の一部補助、介護未経験者に対する研修を実施しております。更に、令和6年度からは、介護支援専門員資格更新等研修費補助、介護職員奨学金・公的資金返済支援事業、認知症介護基礎研修受講費補助の事業を実施いたします。</p> <p>引き続き、介護の仕事未経験者の方へ仕事の魅力の発信、現役介護職員への支援、この両輪で介護人材の確保を進めてまいります。</p>
14	保険料の値上げについて、諸々物価高の折、高齢者には厳しい。区の	昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	財源で助けてほしい。	護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
15	<p>介護にかかる費用を値上げしないでください。夫（現在○才）脳出血で要介護4になって5年目、その間介護施設で、デイサービスやショートステイ、入所とお世話になり、自営業を続けてくることができました感謝しています。私も先の見えない介護生活で費用が大変です。</p> <p>白山の郷の事業を、2025年3月31日で撤退する話がありますが、施設が不足しているので、是非継続するようお願いします。</p>	<p>文京白山の郷につきましては、現在の運営法人と区が土地建物の使用貸借契約を締結していますが、運営法人から契約を解除する意向の申出がございました。</p> <p>今後、区として責任をもって後継法人を探す手続きを進め、皆様に一日も早く安心していただけるよう、全力で取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。</p>
16	介護保険料の値上げを絶対にしないでください。利用料の値上げの話も出ています。物価が上がり、青息吐息です。老人に死ね！とでも！	昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
17	介護保険料値上げ大反対。金持ちから取り(多く)、貧乏人から取るな。これ以上は断固反対。年金を2倍以上にするなら良いが、若者からも徴収せよ。免状レタダ、無料を願う。国保も下げてもらいます。どんどん上がっている。どうにかして下さい。	<p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方に、それぞれの算定方式によって介護保険料をご負担いただいています。40歳未満は制度上介護サービスを利用できないため、保険料を徴収しておりません。また、所得に応じて低所得者に対する配慮が行われているため、原則として介護保険料の免除はありません。しかしながら、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において多方面からの検討がなされています。</p> <p>なお、昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。</p>
18	介護保険の値上に大反対だ。64歳→65歳に成って介護保険が3倍。その後どんどん値上げ、値上げ反対。子ども共は高校無料、大学無料。年老も免除か寄付金を寄せ。若い者よりたとえ500円以上もらい、年で差別されることに大反対。自民党、アベゆるさない。金よこせ。もつ	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方に、それぞれの算定方式によって介護保険料をご負担いただいています。40歳未満は制度上介護サービスを利用できないため、保険料を徴

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	と年金2倍以上よこせ。年金をもっと上げて良いと思う。介護保険タダ無料だ。高齢者から金とるな。仕事もあまりないし、若い時のように働けない。大金持ちから多く、大量に徴収して下さい。年老から取るな。若者から取れ。金持ちから取れ。	収しておりません。また、所得に応じて低所得者に対する配慮が行われているため、原則として介護保険料の免除はありません。しかしながら、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において多方面からの検討がなされています。 また、低所得者の保険料上昇の抑制（高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）について方針が示されましたので、次期介護保険料の算定に反映するとともに、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
19	「2・2 身体能力が低下した高齢者等の支援」について、高齢と共に足腰が弱くなり、歩くのがつらくなります。道路に休めるイス（丸いコンクリート）などがあると高齢者は助かると思います。	区では、区道のバリアフリー整備や現地の状況を踏まえ、「お休み石」を設置してきたところですが、今後も様々な機会を捉え設置に努めてまいります。
20	「3 健康で豊かな暮らしの実現」について、高齢者の虚弱を予防するため、区報ぶんきょうをみていますが、コロナ禍により、催しものが少なくなりました。だいぶ緩和されてきたと思います。体操やプールも水曜コースとか日曜コースがあったのになくなり、たくさん選べるよう募集をしてほしいです。	区では、高齢者のフレイル予防、介護予防等に役立つ様々な事業や催し物を開催しております。できるだけ多くの方にご参加いただけるよう、曜日や時間帯にも配慮しながら、区報ぶんきょうや区ホームページでご案内してまいりますので、皆さまの積極的なご応募をお待ちしております。 なお、60歳以上の区民の方を対象に、「高齢者水泳+健康体操教室」は文京スポーツセンターにおいて年4コース（火・金曜日）実施し、「高齢者水中ウォーキング教室」は文京総合体育館において年6コース（日・水曜日）実施しており、いずれも教室実施前に区報にて募集しております。 また、15歳以上の区民の方を対象に「プールプログラム」として、水中ウォーキングやアクアエクササイズ、水泳など、様々なプログラムの中から選んで参加できるものを夏季期間を除く通年で、文京スポーツセンター及び文京総合体育館で実施しております。 各事業等詳細につきましては、スポーツセンター又は文京総合体育館

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p>にお問合せいただきたく存じます。</p> <p>●文京スポーツセンター 電話番号：03-3944-2271 ●文京総合体育館 電話番号：03-3814-4271</p>
21	<p>○ 高齢難聴者の聞こえを支援する事業を実施してください。</p> <p>区民の5人に1人が高齢者になり、高齢者単独世帯が高齢者世帯の4割に及ぶなど、超高齢化社会に対して、さまざまな計画、施策が検討されています。認知症基本法に基づく、「1・3 認知症本人と家族を支える地域のネットワーキング」事業も始められます。</p> <p>しかし、高齢化するとさまざまな心身機能のフレイルが発生しますが、一番多いのが視力、聴力の低下です。視力はメガネ等で補償できますが、聴力は周囲の環境、理解、聴力がまちまちで補聴器等では対応が難しい障害です。</p> <p>「3・2 文の京フレイル予防プロジェクト」、「3・3 地域介護予防支援事業（通いの場）」事業などが計画されていますが、聞こえの配慮があるサービスの提供と難聴高齢者の通えるデイサービスなどの検討をしてください。</p> <p>参考) 神戸長田ふくろうの杜事業所「難聴デイ」（神戸市地域拠点型一般介護予防事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難聴デイサービスの一日 ・バイタルチェック（血圧、体温、体重） ・脳トレプリント（計算問題、間違い探し、漢字ドリルなど） ・ゲーム ・趣味活動（季節の手作り） ・ミニ手話講座（ろう職員による手話講座） ・介護予防講座（看護師、歯科衛生士、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士） ・運動教室（健康運動指導士） 	<p>地域介護予防支援事業（通いの場）については、住民同士の助け合い・支えあい活動として地域住民の方が運営していますが、現時点では、難聴高齢者を対象とした活動団体はないところです。</p> <p>また、文の京フレイル予防プロジェクトについては、フレイルチェック参加者の受付時に、聞こえに不安のある方を確認して前列に配置するよう配慮しているほか、説明者はポータブル拡声器を用いて大きな声で分かりやすく説明するよう心掛けています。また、事前のお申し出があれば手話通訳者を手配できるよう予算措置もしております。引き続き、聞こえの配慮があるサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>なお、高齢期における聴力の低下は、良好なコミュニケーションの確保の妨げになるとともに、認知症の発症を招く大きなリスク要因になると認識しております。そのため、区では、高齢者補聴器購入費用助成事業を実施し、より多くの方に補聴器を安全に御利用いただけるよう、普及啓発の強化に取り組んでいるところです。また、個々の聴力等の状態に合わせた補聴器の安全かつ効果的な利用の促進を図るため、福祉用具技能関係者の情報提供にも努めてまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
22	<p>「P78 図表1－3 主体間の連携を強化し、地域ぐるみの支えあいを推進」について、とてもよい図だと思います。だれも取り残さないために、複数の入り口があつて、きちんと次につながる、ということが大切です。区と社会福祉協議会の連携は大変に心強いものがあり、人員配置や予算についても手厚く充当していただけるように希望します。社会福祉協議会について、地域に密着したきめ細かい対応ができる組織として、大いに期待しています。行政を補完する機能も担っていると思います。</p> <p>地域に埋もれている人材の発掘して活動員の輪を広げていく役割も果たしてほしいので、事業規模を拡大していくことを希望します。</p>	<p>社会福祉協議会との連携に基づく事業を実施するにあたり、その成果が発揮され、実績を積むことができるよう、社会福祉協議会への人件費を含めた予算の確保に努め、10人のコーディネーターを配置しております。今後も、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携しながら、事業展開を検討してまいります。</p>
23	<p>「3－2 フレイル予防・介護予防の推進」について、定年退職前後の世代を対象に、地域でできるボランティアや、短期の仕事について、積極的に情報発信をしてほしいです。また、高齢者と子どもたちをつなぐ活動（子ども食堂、相互訪問など）を積極的にしていくことも、介護予防のための社会参加を促すヒントになるかもしれません。</p>	<p>区では、定年退職前後の世代に対して、絵本の読み聞かせ講座や介護施設就業体験セミナーなど、様々な地域ボランティア活動や短期の仕事につながる機会の提供に努めております。また、高齢者と子どもたちをつなぐ活動としては、地域の居場所などで実施されている子ども食堂のほか、スクールガードや学習支援ボランティア、絵本の読み聞かせボランティアなど様々なものがございます。</p> <p>そこで、これらの事業をひとまとめにして、この世代に向けて編集した地域活動の情報誌「セカンドステージ・サポート・ナビ」を毎年作成し、当該年度に60歳・65歳・70歳になる区民全員に送付しているほか、区施設等でも配布しております。引き続き、積極的な情報発信に努めてまいります。</p>
24	<p>「1 地域とともに支え合うしくみの充実」、「1-3 認知症施策の推進」「1-3-2 認知症サポーター養成講座」は、認知症施策推進大綱において認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人の養成を進めるうえでの中心的な役割が期待されており、特に学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の推進が求められています。</p>	<p>小・中学校に係る認知症サポーターの実績（直近5年間）については、学校数は延べ13校、養成人数は合計1,269人となっております。小・中学校に係るこれまでの実績及び今後の目標は、計画に明示しておりませんが、人数については「文京区サポーター総数」に含まれております。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	現時点での小中学校のサポーター養成の人数、学校数の実績と今後目標が、見当たらない。	
25	「1 地域とともに支え合うしくみの充実」、「1・3 認知症施策の推進」において、認知症施策推進大綱にあるような、認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけではなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座の開催機会を拡大に対する事業が見当たらぬ。さらにステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築が求められているが、該当する事業がない。	<p>認知症サポーターステップアップ講座については、1－3－2認知症サポーター養成講座における認知症サポーター実践講座として記載しております。区内の認知症サポーターのボランティア活動を後押しするため、今後も事業内容を充実させてまいります。</p> <p>また、チームオレンジ事業については、1－3－1 3 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキングに記載しております。現在、各地域の実情に応じたチームオレンジ活動の立上げに向けて準備を進めています。</p>
26	認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及する。市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努める取り組みが見当たらない。	本人ミーティングについては、次年度より、高齢者あんしん相談センターと連携し、認知症の本人や家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ Bunkyo」の活動において実施する予定であり、その旨を計画に明記いたしました。（掲載箇所：認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング「認知症本人との交流会」）
27	認知症施策では、「認知症バリアフリー」による共生社会の実現が施策の中核となっているが文言として記載がない。令和元年度の認知症施策推進大綱からは本区はずれているのではないか。	<p>認知症基本法に規定される「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」については、文言として本区の計画に明示しておりませんが、同法の趣旨や理念、基本施策の考え方を区の施策に取り入れ、「1-3-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング」等において、バリアフリー化を目指してまいります。</p> <p>区では、認知症基本法の制定より以前に、認知症施策推進大綱の内容を踏まえ、認知症施策の拡充を図ってきており、今後も絶えず施策の充実に取組んでまいります。</p>
28	「2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組」、「2－4 介護人材の確保・定着への支援」において、ハラスメント等の問題や子	介護人材の確保・定着への支援つきましては、様々な主体で実施されており、東京都社会福祉協議会では離職介護人材再就職準備貸付事業（東

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	育て等で離職している潜在介護福祉士などのへの復職支援として、相談窓口の開設はしないのか。また未就学児をもつ潜在介護福祉士に対して子供を保育所等へ入所させた場合にその保育料の一部について貸付けを行う保育所復帰支援事業などはおこなわないのか。目に見える復職支援が見当たらない。	京都内で介護職員として継続して2年間従事した場合、返還免除)を、文京区社会福祉協議会では福祉の仕事相談・面接会を実施し、区介護保険課では「介護事業者情報検索等システム」を運用し、インターネットで介護サービス事業所の基本情報や「職員募集サイト」にて求人情報を提供しています。今後も、介護人材確保・定着のための支援を実施していきます。
29	地域によっては、生活活動が豊島区、荒川区、台東区などの隣接自治体に係ることも多く、社会資源の利用や連携が、望ましい地域もあるのではないか。高齢者・介護保険事業計画の認知症サポーター養成や認知症の症状による行方不明者対策などは、隣接自治体との協働が必須なのではないでしょうか。隣接自治体との協働を具体的にあげませんか。	現在、隣接自治体との連携・協働により実施している事業はございませんが、ご指摘のとおり、地域の枠を超えた社会資源の利用や連携は重要と考えていることから、より専門的な知識や広域的な対応が必要となる認知症関係事業等は、東京都と連携を図っております。

③ 障害者・児計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	中間のまとめ拝読しました。今まで近隣のスーパー等の出入り口や横断歩道の段差等が気になり、歩行困難者や車イスの方々が利用できない危険な場所が区内でたくさん目につきました。多くの方々が障害者の目線で生活することで、安心・安全な文京区に生まれ変わるでしょう。	障害者・児計画においては、障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めることとしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
2	身内に重度障害者がいるため、区内に日中サービス支援型のグループが出来ることを望みます。港区は区の施設の跡地にできるとホームページに記載されていました。	障害者・児計画においては、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進すること等により、施設整備を促進することとしております。今後も民有地や公有地の活用を検討し、グループホームの整備に取り組んでまいります。
3	「福祉教育」や「障害及び障害児に対する理解の促進」についての教育は、学校まかせになっているのではないかでしょうか。区として力をいれるのならば各校で必ずできるプログラムを行使やお金をかけてやるべきだと感じます。1部の先生だけがでけてだめで、インクルーシブ教育を推進するなら同時に、福祉教育を具体化することも大切だと思います。パンフレットを作るだけでなく、どう先生と親が活用するかも具体化してほしいです。受験や学力競争にいる子達にもしっかり伝わる具体策を区として出すべきだと感じます。しかし、先生方は日々の教育活動にとても多忙だと思いますので、これ以上先生方の負担を増やすようなものではないと思っています。	障害者・児計画においては、障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていくよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的としております。今後も、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布等を通じて周知啓発に努めてまいります。
4	障害者（中度・重度）で、避難所に行くが、留まるまとうができない方々（騒いでしまう等）については、福祉避難所への直接避難か一時避難所で部屋を分けていただくなどしていただけるとありがたいです。要避難者名簿への対象者なはずですが、希望を聞かれた記憶が無いです。 避難所に「行ける」ことではなく、「留まれる」ことが大切だと思いま	避難所は、災害のため現に被害を受け、又は受けたおそれのある方で、一時的に避難しなければならない方（乳幼児・高齢者・障害者等を優先して）を対象にしています。文京区避難所運営ガイドラインでは、特別な配慮が必要な避難者には状況に応じて優先的にスペースを確保するよう明記しており、避難所運営訓練で模擬的に訓練も実施しているところ

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>す。東日本大震災の際の要配慮者の死亡率は3倍とかだったと思います。何卒お願ひします。</p>	<p>です。避難所の要配慮者専用スペースでの避難生活が困難な方については、必要に応じて、区内に設置される福祉避難所への搬送等を行う計画となっております。</p> <p>現在、福祉避難所への直接避難に向けた事前受入れ調整を進めておりますが、避難行動要支援者名簿に登録のあるすべての方（約2,000人）に対しての希望調査は行っておりません。今後、直接避難該当者の把握につきましては、検討を進めてまいります。</p>
5	<p>○放課後デイサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・重度の小学生（医療的ケア児・重度心身障害者ではない） ・1人歩きが出来ない ・保護者が就労している <p>上記の場合、学校送迎の放デイ・移動支援サービスの数が足りず、結局育成室にいくしかない。（小3まで）これにより、引っ越し方を数名知っています。送迎有りの放デイを増やしていただきたいです。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>障害者・児計画においては、重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進することとしており、今後の見通しとしましては、令和6年度に区立の放課後デイサービス施設を1か所開設する予定です。今後、整備費等補助制度の周知を行い、民間事業所の誘致に積極的に取り組んでまいります。</p>
6	<p>去年の11月の半ばに倒れてしまいまして、横に倒れたまま動くことができず、右半身しか動けずにいたところ、警察が部屋に入ってきて、電話で救急車を呼んでくれました。ストレッチャーにのせてもらって救急車にのりましたが、コロナのために色々な病院に断れてしまい、やっと北区の病院で検査することができました。MRI検査の結果、脳出血があるということがわかりました。その後、板橋区の大学病院に入院が決まりました。私の姉の主人が夕方から夜中の12時まで一緒にいてくれたのですが、別れてから寝てしまったため知らぬまま4階に運ばれていました。</p> <p>その後、胃に痛みを感じ、医者から薬をもらい飲んでいましたが、また痛み出しました。内視鏡検査にて、腫瘍があることがわかったので、</p>	<p>区では、重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請とともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行う救急代理通報システムを設置しております。</p> <p>また、障害者・児計画においては、緊急事態に対応するために、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通の支援など、緊急事態における支援体制を充実させていくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>手術で切除しました。</p> <p>その後痛みがなくなり、おかゆから食べれるようになり、食欲も回復しました。2か月の入院後、立川病院に転院して、リハビリを始めました。3か月間リハビリを行い、コミュニケーションは筆談行っていたが、筆談が大変なので、手話を教えていた。無事、3月31日に退院することが出来ました。</p> <p><u>※本意見については、手話言語にて提出があり、通訳を基に意見要旨を作成しております。</u></p>	
7	<p>○文京区の令和4年度障害者実態調査の結果(2023年4月5日に公表)を施策に反映する。</p> <p><u>①具体的には防災対策に加えて、緊急時対策を充実させる。</u></p> <p>日常生活で困ることの1番が「災害時の避難に不安がある」が44.5%。さらに、緊急時の対応に不安が42.5%。この調査結果で、災害時だけでなく、緊急時の措置も重要であることが明らかになりました。</p> <p>現在検討中の「文京区手話言語条例の基本的な考え方」の「災害時の措置」に加えて、「緊急時の措置」を含めて、「災害時等の措置」として、施策を検討して頂きたい。</p> <p>緊急時の施策として、聴覚障害者への情報伝達と聴覚障害者からの緊急発信の双方向がある。</p> <p>例)政府の進める「地上テレビ波を活用した災害情報伝達手段（防災行政無線）」の検討</p> <p>例)緊急通報システムは対象者を拡大し必要な人に貸与することを区は積極的な利用を呼びかける。</p> <p><u>②高齢のろう者、難聴者への支援は複合的に行う取り組みを具体化する。</u></p> <p>「地域で安心して暮らしていくために必要な施策」の設問で、聴覚・平衡機能障害の回答の選択肢で1番多いのは「障害に対する理解の促進」で37.0%です。2番目に多いのは、「福祉・医療・介護との連携の充実」</p>	<p>① 障害者・児計画においては、災害時や緊急事態に対応するために、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通の支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。</p> <p>なお、文京区障害者（児）実態・意向調査報告書（令和5年3月）においては、第1章在宅の方を対象とした調査「日常生活で困っていること」の設問に対し、「災害時の避難に不安がある」と回答した方は全体で25.8%に対して聴覚・平衡機能障害44.5%、「緊急時の対応に不安がある」と回答した方は全体で24.7%に対して聴覚・平衡機能障害42.5%となり、障害種別による困り度に違いがある調査結果となりました。</p> <p>② 障害者・児計画においては、障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行うこととしております。</p> <p>また、区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつ</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>の 33. 6%です。</p> <p>これは、回答した聴覚障害者で 70 歳以上は 6 割を超え、60 歳以上だと 75% と多くが高齢者であることから、複合的な医療、介護、福祉のサービスを求めていることが分かります。他の障害者も「福祉・医療・介護の連携」が重要な施策になっています。</p> <p>日頃からの情報不足、意思疎通不十分のため、施策の通知、理解が不十分です。医療、介護、保健等基幹的サービスであっても、区民への理解、情報の浸透度を常に確認する必要があります。</p> <p>例) 文京区の認知症の無料検査サービスはもう高齢者は知らない。情報が文字のため、理解しにくい。</p> <p>例) 登録手話通訳者等に聴覚障害者向け相談支援の研修を行って、支援技術の習得と社会資源の連携等適切な対応を図る</p> <p>例) 自らの問題の所在、内容が理解できていない聴覚障害者には相談支援へ繋げる説明会を行う。</p> <p><u>③身体障害者実態調査の方法の改善</u></p> <p>施策の元になる実態調査の方法は、障害者が適切な意思疎通、情報取得の手段が選択できるようにする。</p> <p>例) 手話言語を必要とする聴覚障害者の調査は項目説明も回答も手話言語で実施する。</p> <p>例) 調査の設問を文字の大きさや明暗を変更できるアプリで回答できるようにする。</p>	<p>つ、障害者等の各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>③ いただいたご意見を踏まえ、令和 7 年度実施予定の障害者（児）実態・意向調査の実施方法を検討してまいります。</p>
8	<p>○ 障害者・児計画に、政府の第 5 次障害基本計画の項目を反映する。</p> <p><u>①「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）</u>は、市町村の障害者・児計画に反映させ、実施状況を報告することとしている（第 9 条）。必要な項目と目標値を設定すべきです。</p> <p>例) 文京区ケーブルテレビの手話付き番組の放送時間数、番組数</p>	<p>① 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、法という。）」においては、市町村が障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画が法の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにすることとされており、市町村において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況を明らかになるようにすることは</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>例) 文京区 HP の情報アクセシビリティにおける手話言語、拡大文字等の対応状況</p> <p>例) 文京区の各課、地域活動センター、文化施設、社会教育施設における聞こえの対応状況（筆談ボード、コミュニケ、ヒアリングループ、拡大表示器等設置状況）</p> <p>例) 文京区内事業者（医療機関、教育機関、介護事業者、交通事業者、飲食事業者、遊興施設等）の情報取得と意思疎通支援の配慮状況</p> <p>例) 区議会における聴覚障害者向け聞こえの情報保障の状況（手話通訳、要約筆記、ヒアリングループ、字幕表示等）</p> <p><u>②障害者の情報の取得、利用及び意思疎通の施策の着実な実施のため、当事者を含めて協議を重ねて、計画を策定すること。</u></p>	<p>示されておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、障害者・児計画において、法の趣旨を踏まえる旨の記載を検討してまいります。</p> <p>② 障害者・児計画の改定の検討を行う障害者部会の部会員は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱に基づき指名または委嘱しております。当事者参加については、いただいたご意見を踏まえ、今後の障害者部会員の指名または委嘱の方法について検討してまいります。</p>
9	<p>○ 質の高い手話通訳者の確保のための施策を充実させること。</p> <p><u>①手話通訳者の報酬（2時間以降）を改善する。</u></p> <p>現行の1時間千円は東京都最低賃金を下回る金額である。手話通訳は高い専門性が求められ、習得にも時間がかかり、登録後も自主的に東京と手話講習会に通うなどの研鑽を重ねている。今後手話言語条例施行後需要が大幅に高まることから手話通訳の確保のためにも報酬は議会や行政派遣と同等（3千円／時）以上にする必要がある。</p> <p><u>②研修内容を充実させること。</u></p> <p>ケーブルテレビ放送、議会の通訳から病院、学校等幅広い手話通訳の対応のため、研修の機会、内容を充実してほしい。</p>	<p>① 手話通訳者の報酬につきましては、今年度より1時間まで4,000円、それ以降は1時間につき1,000円に拡充しており、手話通訳者の待遇改善に努めています。いただいたご意見を踏まえ、今後の手話通訳者の待遇改善について検討してまいります。</p> <p>② 障害者・児計画においては、聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行うこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>
10	<p>p288~○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）を見ると 全体としては「現在の施設で生活したい」が71.8%と約7割を占め最も多く…とあります。</p> <p>p290~292○休日の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）全体としては「家でくつろぐ」が58.5%と最も多く…とあります。</p>	<p>障害者・児計画においては、障害の種別に限らず、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進することとしております。施設整備の</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>以上のような点から家族にはこれからも負担が多いと思われます。高齢聴覚障害者には特にグループホームの性格を、聴覚障害に特定できるように目的を持った施設づくりを目指す施策を立ててほしいです。</p>	<p>方針についての検討にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
11	<p>以下、障がい者・児計画「自立に向けた地域生活支援の充実」についての意見です。ご検討いただければ幸いです。</p> <p>「中間のまとめ」に、「自立に向けた地域生活支援の充実のためにグループホームの整備を進める」と、書いてありました。今後、さまざまな形態の居住系サービスの場が増えることを期待しています。</p> <p>親亡き後の本人の暮らしは、障がい者の親であればだれもが心配する重い問題です。特に、親亡き後の居住の場を決めるることは難しいことだと思います。本人が幸せになれるような居住の場を、多様な選択肢の中から選ぶことができるとよいと思います。そのような充実した居住系サービスの実現のために、次の2点のようなサービスも利用できるとよいと思います。</p> <p><u>1. マンションタイプのグループホームの整備</u></p> <p>グループホームの整備を進めるときに、ぜひ、マンションタイプの施設を検討していただきたいと思います。</p> <p>複数人の障がい者とともに1軒の家で暮らすことは、あるタイプの障がい者にとってはハードルが高いように思います。トイレも浴室も専用のものが用意されたワンルームマンションのような部屋だと安心して暮らせる障がい者も一定数いると思います。</p> <p><u>2. ショートステイの制度の整備と施設を増やすこと</u></p> <p>本人の自立の練習のために、ショートステイが利用できるとよいと思います。生活訓練を受けることができるようなショートステイの制度と、施設の整備を希望します。施設の数やサービスの種類を増やして、多くの障がい者が利用できるようになることを希望します。</p> <p>息子をみていると、どのようなグループホームが合っているのかまだ</p>	<p>障害者・児計画においては、障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていくこととしております。</p> <p>また、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進することとしております。いただいたご意見も踏まえ、施設整備の方針について検討してまいります。</p> <p>短期入所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与することと定められており、区内にも短期入所のサービスを提供する事業所がございます。</p> <p>この他、短期保護という区が独自に実施する宿泊も可能なサービスがございますが、ショートステイ施設が不足している点は区としても課題であると認識しておりますので、いただいたご意見も踏まえ、施設整備の方針等について検討してまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>わかりません。あるいはグループホームではなく、住み慣れた家でヘルパーさんや訪問看護師さんの助けを借りながら一人暮らしをする方がよいのかもしれません。将来の不安を少しでも小さくし、本人が幸せでいられるよう、ショートステイの場で多くの職員さんと過ごす機会がときどきあると安心です。</p>	

④ 保健医療計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	文京区にある銭湯は、現在4か所に減ってしまいました。戦後建ったアパートには内風呂のない家が結構ありますので、交通機関を使って通わなければならぬ人がいます。浴場を設けて欲しくお願ひ致します。	<p>区は公衆浴場の経営支援を行っている立場であり直接浴場経営に携わる考えはございませんが、区では、公衆浴場が区民の健康増進等に関して重要な役割を担っていると認識しており、これまで、区内公衆浴場に対し、施設整備等補助や中小企業診断士派遣等の様々な支援を行ってきました。</p> <p>また、昨今の燃料費の高騰を踏まえ、ガス代の補助について大幅な拡充を行っております。</p> <p>今後も引き続き、各浴場が抱える様々な課題や新しいニーズの把握に努め、適切な支援を行うことで、区内公衆衛生の維持向上に努めてまいります。</p> <p>なお、現在、文京区内には、5か所の公衆浴場がございます。</p>
2	寝たきりの人にとって、指定された方法での各種がん検診を受信するのは困難です。専用の医療機関を指定するか、別の検査方法を検討してください。	<p>がん検診は、症状のない健康な方が対象とされており、早期発見・早期治療などの利益がある一方、結果的に不必要的検査や、検査に伴う偶発症発生の可能性などといった不利益もあることから、寝たきりの方等につきましては、かかりつけ医に個別にご相談をいただければと思います。</p> <p>また、区のがん検診は、国の指針に基づいて実施していることから、指針に定めのない検査方法の実施は現段階では難しい状況です。お手数ですが検査方法につきましても、かかりつけ医にご相談いただけますようお願ひいたします。</p>
3	かかりつけ医が急に閉院したとき、受信記録を見ることができません。保健所で管理することはできないでしょうか。	受診記録は医療機関で診療録として記録されます。診療録については、医師法第24条第2項の規定により、病院又は診療所の管理者が5年間保存するように義務付けられているため、原則、行政が管理することはできません。閉院した場合も同様に、病院又は診療所の管理者に5年間の保存義務があるため、管理者にご相談ください。閉院した診療所の管理

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		者の連絡先がご不明な場合は、保健所で把握している場合もありますので、生活衛生課医薬係にご相談ください。
4	<p>日頃より私どもたばこ商業協同組合の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。先般公表されました標記計画素案のパブリックコメントにつきまして、文京区のたばこ販売店の立場とともに、私どものお客様である喫煙者の声を代弁する立場として意見いたします。</p> <p>【主旨】</p> <p>私どもは、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、たばこの販売を通じて毎年2兆円を超える、国、地方への財政貢献を担っております。文京区における令和4年度の特別区たばこ税は約10億円を納めており、文京区財政の一端を担っているとの誇りと自負を持って、日々たばこの販売に励んでおります。また、街中の吸い殻拾いといった清掃美化活動を実施しており、喫煙マナーの啓発も行っています。</p> <p>現在、文京区におかれましては文京区地域福祉保健計画中間のまとめ（令和6年度～令和8年度）策定に向けた検討をされております。今後、仮に喫煙に関する過度な規制強化がなされた場合、更なる喫煙機会の減少、消費本数の減少が進むことは、たばこ業界に多大な影響があると危惧しております。喫煙対策に関しては、2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙を防ぐために十分な措置が決められたと認識しております。また、文京区では「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」が制定されており、区内全域の屋外の公共の場所での喫煙が禁止されています。屋内外における喫煙規制の強化やそれに伴うたばこ離れ、高齢化の進展等によりたばこの販売量は減少の一途をたどっております。私ども町のたばこ屋は、高齢で年金とたばこの販売で生計を立てているところも多く、強い不安を抱いており、文京区が国や</p>	<p>本区においては、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により、公共の場所（公道や公園等）での喫煙及びポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所以外の屋外（私道や私有地等）で喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為のないよう配慮することとしております。また、喫煙所の整備については、シビックセンター及び御茶の水橋際公衆便所横に指定喫煙場所を設置しているほか、屋内喫煙所設置費等助成制度による民間運営の喫煙所を6か所設置しております。本区としましては、喫煙所の整備がさらに必要と認識しており、設置経費や保守管理経費の助成に加え、今年度から賃料を助成対象にするなど助成内容を拡充したことで、2か所の喫煙所を新たに設置したところです。</p> <p>一方で、受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性が高まることなどが科学的に明らかにされており、家庭において、子どもが受動喫煙にさらされる可能性の高い場所であるため、妊婦と子どもの健康を守る必要があると考えております。</p> <p>今後も地域環境美化及び受動喫煙防止の観点から、喫煙マナーの向上及び喫煙所の整備等を進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>東京都を上回る独自の健康計画を策定した場合、たばこに対する心象の悪化を助長することとなり、正に死活問題となります。多くの喫煙者は周囲への配慮もしっかりと行っておりマナーも向上しています。喫煙者がたばこを楽しむための場所は適正に確保されるべきだと考えます。</p> <p>そのため、喫煙に関する計画見直し議論については、科学的根拠に基づいた冷静なスタンスでおこなっていただきますようお願い致します。</p> <p>上記により、以下意見いたします。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下」の目標設定について (第V部 保健医療計画 第4章 目標と計画事業 3 計画事業 (1) 健康づくりの推進 1－1 健康的な生活習慣の確立 行動目標 P.483) <p>「乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下」の目標として、ベースライン 9.2% (令和4年度) から 0.0% (令和10年度) をを目指すことが示されています。</p> <p>東京都では、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」(平成30年4月1日施行) 第六条において、「喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなければならない」といった努力義務の表記にとどまっており、本目標の 0.0% は過剰な設定であると考えます。また、現時点で現行計画における目標 3.0% (平成34年度) を達成できていないにも関わらず、さらに厳しい目標を設定するのは、非現実的であります。</p> <p>たばこ税は区財政にとって重要な財源となっており、喫煙率を必要以上に減らす取り組みは、財源の減少につながることにもなりかねず、区政全体の中でのバランスを考えることも必要なのではないかと考えます。</p>	

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>また、たばこは長年にわたり生活に定着し親しまれてきた合法な大人の嗜好品であり、喫煙するかしないかは、健康に関する適切なリスク情報を認識したうえで 20 歳以上の個々人が自ら判断すべきものであると考えております。適切な情報に基づいて、大人が自由にたばこを楽しむという選択は尊重されるべきであり、さらに「家庭」というプライベート空間に行政が介入して個々人の判断を特定の方向に向くよう強制することは問題であると考えます。</p> <p>したがって、「幼児がいる家庭での喫煙率の低下」については、「喫煙率の低下」の目標と同様、「減らす」といった定性表記、あるいは少なくとも現行計画の目標 3.0% の記載にとどめるべきと考えます。</p> <p>現在文京区におかれましては、シビックセンターや御茶の水橋際公衆便所横に喫煙所を設け、喫煙者がマナーを守り、喫煙を楽しめる環境を整備していただいている状況と認識しており、心から感謝申し上げます。一方で、日々取り組んでいる美化活動においてもご承知の通り、吸い殻のポイ捨てが多く散見される状況となっていることからも、まだまだ喫煙場所が足りない状況と認識しております。</p> <p>また、先に施行している全国自治体の路上喫煙を制限する条例においても、路上禁煙区域等を設定される際は、そのほとんどにおいて喫煙所を整備している状況であり、まちの環境美化を守り、喫煙マナー向上を図るために、喫煙所の設置が不可欠であることは明らかです。</p> <p>どうか、今般の健康計画で喫煙者の割合を設定される際には、区内のたばこ販売店や喫煙者への影響等も踏まえ、一方的で偏ったものでなく、バランスの取れた実効性のある取り組みとしていただきますよう、切にお願い申し上げます。今後とも非喫煙者に迷惑をかけないよう、喫煙者がマナーを守って喫煙できる場所を整備いただき、喫煙者、非喫煙者がいがみ合うことなく共存できるたばこ対策を実行いただくよう、お願い申し上げます。</p>	

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
5	各施策について、区民に対して強制的にならない、バランスの取れた計画になるようお願いしたいです。	本計画については、区が取り組む事業内容等をお示ししているものです。このうち、普及啓発や地域活動の支援等の記述もありますが、区民の皆様に行動等を強制するものではございません。また、計画の策定にあたっては、区民・学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会やパブコメ等を通じていただいたご意見を踏まえ、検討・反映させながら、バランスのとれた計画となるよう努めていますので、ご理解のほどお願いします。
6	2人の子供の育児に日々奮闘しています。仕事や育児の合間の1服が、今の自分にとっては唯一のリフレッシュであり、大切な時間です。タバコを吸う時は家でも外でも人の迷惑にならないよう、自分なりに気を遣っているつもりです。家が近いので、シビックセンターやラクーアにもよく家族と行きますが、以前礒川公園にあった喫煙所が急につぶれてしまい、ショックを受けました。家の近くの商店にあった灰皿も1年くらい前になくなってしまい、外でも吸える場所が全然ないです。こちらの保健医療計画を読んだところ、外でも吸えないのに、さらに家の中でも子供がいたら吸ってはいけないのかと、正直、切なくなりました。	本区においては、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により、公共の場所（公道や公園等）での喫煙及びポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所以外の屋外（私道や私有地等）で喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為のないよう配慮することとしております。また、喫煙所の整備については、シビックセンター及び御茶の水橋際公衆便所横に指定喫煙場所を設置しているほか、屋内喫煙所設置費等助成制度による民間運営の喫煙所を6か所設置しております。本区としましては、喫煙所の整備がさらに必要と認識しており、設置経費や保守管理経費の助成に加え、今年度から賃料を助成対象にするなど助成内容を拡充したことで、2か所の喫煙所を新たに設置したところです。 一方で、受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性が高まることが科学的に明らかにされており、家庭において、子どもが受動喫煙にさらされる可能性の高い場所であるため、妊婦と子どもの健康を守る必要があると考えております。 今後も地域環境美化及び受動喫煙防止の観点から、喫煙マナーの向上及び喫煙所の整備等を進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

⑤ その他

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	税金の無駄使いをやめて下さい。文京区に住みづらいです。この広報誌も贅沢な紙を使わないで普通の新聞紙並みでよい。何を考えているのか。印刷会社の利益を考えているのか。税を払う側に立って仕事してください。	<p>今回発行いたしました区報特集号について、区民の皆様から広くご意見をいただくため、はがきを付属しており、通常の区報より厚くなっています。はがきを郵送するためには、郵便局の規定により、2g以上の重さが必要であることから、当該規定を満たす紙質にて発行をいたしました。</p> <p>意見聴取に当たっては、はがきにてご意見をいただくことが一定数あり、はがきも含め、様々な手法により多くのご意見をいただくことが必要であると考えておりますので、ご理解くださいようお願いいたします。</p>
2	できればパブリックコメントの締め切りを松の内ではなく、もう少し後の日にちにしてもらえたなら、もっと区民の声がすいあげられたのではないかでしょうか。	<p>パブリックコメントの実施スケジュールについては、文京区地域福祉推進協議会を含め各会議や議会日程等を考慮して決定しております。意見聴取に当たっては、より多くの区民にご意見をいただけますようホームページや区報特集号等を作成し、今後も周知に努めてまいります。</p>